





門九
卷四
1169
4

宮川夜談卷之四月錄

神藏之歌 八條

祭主家

大官同家

神言家

叙爵家

異姓家

玉牛家

而亞大內人

是首作內人

故車部 三十五條

祭礼

而遷吉

神樂

奏事始

勅使行幸

古名代 神家

正幸行

神領

師

出口家神學

久志市家直後

守武神主附書

新名跡歌合

三角柏

藤波家故支

松本家故支

檜垣家故支

者木家故支

山本家故支

上野家故支

山田大治家故支

三日布家故支

岩瀬家故支

坂家故支

樺倉家故支

三家山茶印

ホウガタメ

佐原神支

追遣

ドウヒ

石藏

年寄三方

主從

元年坂家

裁人

ドウヒ

石藏

宮川教誨抄卷之四

神職家部

祭主家

市小豆波殿と稱そ太中臣姓神祇大副今ハ從二
位ナマ上古ミテ古神官法奏同又言下の告起と
モ嘗ミシテ祠官家の主事されハ其官と稱そ又
伊勢侍奏神官よりハ時ニ代ミシテ上神御小祭
主殿而後トツル田地ナリテ多シ經行カモ
モリシキハ大官自家名主職と勤ラシムニモ
カモニカミハ主僧ナリトツツムナハ藤波家堂

上列形

大吉司家

司家司中或ひ大吉シロと稱を山田忠國町大中臣
性神後大副タケルハ從二位ツヨウニイ進スル每年熟火マツカへ上る
數枚シラフと生リ司家シロへ上りスル國達クノミへ内政方ナガシマツ
御ミ武ムサシモタケル政治シキ統トウ治ジ司家屬官シロ小權大日シロ司
政所主典タケル非遣使タケルモタケル而シテ之シテ神領鹿多シロ
ト時ヒの在リれの不法ハフの政勢シキをシテ戴スル方カタて之シテの領
主シロ又シテ主シロ志股シロ放スル時ヒに司家代シロて
初使タケルトタケル也シテ

神龍京小須タケル大副タケル少タケル副タケル被タケル史シロの立事タケルあり
伯タケルト今タケル白川殿タケルサタケル謂タケルアリテセタケル王氏タケルをタケル
被タケル史シロハ經タケルや如タケル也シテ

神宮家

山家系シロと權家家宣代家或タケルモ侍家シロ也シテ之シテ
侍家シロ也シテ之シテ內宮方タケルモ若波中川井向世タケル本作八海
田園田七姓タケル農本田姓タケル也シテ外宮才タケル檜垣松本久
志中作久目川傳言後古姓度舍姓タケル也シテ其シテ小妻祖
天豐后根常タケル神系シロと傳タケル也シテ萬タケル也シテ有言
小名十人定補任タケル也シテ其正貞タケル神互タケル也シテ

主僕の權有不^レり^レ十人の妻と一の妹宜^レ。長吉祐有^レり^レ五家^レを各一人取^レて正三位帝^レは經二位小進^レ。ニ神主ハ經ニ經余ハ正四位上以下^レの品^レ。四神主^レに位大進^レ。作長吉卒去^レ傳^レ。又古^レきあとハニの稱宣長吉^レ。轉任^レ。三^レ九^レの度^レ。次第小星^レ。十稱宣一人と加^レ補^レ。又三四武^レ。五六の桂園^レ。射^レ。上^レハ^レを経^レ。下太^レの如^レ。星^レ。潜^レ。は藏^レ。大^レ。五刀^レ。と^レ。草^レ。と^レ。經^レ。と^レ。腰^レ。鍔^レ。と^レ。又古法^レ。夢^レ。河^レ。水^レ。と^レ。ソ^レ。と^レ。多^レ。同^レ。と^レ。故^レ。と^レ。成^レ。竹川^レ。と^レ。も^レ。了^レ。

温泉^レ。小治^レ。と^レ。社^レ。額^レ。と^レ。奉^レ。同^レ。と^レ。御^レ。許^レ。と^レ。御^レ。例^レ。サ^レ。五^レ。吉^レ。と^レ。同^レ。家^レ。と^レ。等^レ。と^レ。政^レ。守^レ。と^レ。彼^レ。故^レ。物^レ。と^レ。之^レ。長^レ。吉^レ。家^レ。と^レ。掌^レ。と^レ。前^レ。難^レ。官^レ。の^レ。職^レ。と^レ。

ノウ^レ。

叙寄家

此家數^レち^レて紀^レ。一^レ。神^レ高^レ家^レと^レ。日^レ。一^レ。荒^レ本^レ四^レ度^レ。年^レ。二^レ姓^レ。少^レれ^レ。正^レ員^レ。の^レ。称^レ宣^レ。二^レ位^レ。正^レ。權^レ。祿^レ。宣^レ。小^レ。經^レ。一^レ。經^レ。五^レ。位^レ。下^レ。正^レ。四^レ位^レ。少^レ進^レ。中^レ。吉^レ。八^レ。家^レ。系^レ。櫻^レ。一^レ。了^レ。異^レ姓^レ。家^レ。と^レ。經^レ。一^レ。也^レ。一^レ。今^レ。八^レ。辰^レ。基^レ。小^レ。四^レ代^レ。祖考^レ。と^レ。所^レ。少^レれ^レ。故^レ。一^レ。き^レ。の^レ。

る良物忌家ハニシテリ經今十六ありトとい
ヘト而吉ト革トシテリ友吉トモ武文小野ト
一物忌職ナモ

武田忌家姓の祖廟ハ五代而ちモ荒木田姓ハ
一ヶ所りシ度會ハ殿名ナリテ荒木田ハ右在
ちヨリハ高寺ハ市ふ一テ荒木田ハ東ナリト古
今比論、多て而益能シニシテハお官を領
シ燒き附ニ姓混シテ廟名一サレハナリの如
く信者と云ふ者也、何と云甚、且、幽霊か
シムのハ荒木田姓ナリ村山武則ハ山田少在

了て本法領ト為シテ一変トシテノア上吉と称
互一ノノノ五吉ト奉仕セヨリ一ノノアヨモ
昔レカツミスリテナヒソツアツシテノア

異姓家

ひ萬ノ衆支ナミキヅ川源平及禍服於麻綾村主言
至秦事以モ皆神職の在ナレト木のニ姓ナ附
テ秀姓家トクノ又ニ姓家トテ附ムト近ヘモ姓
ト改ムモ多く号と没姓家トサツモ武川時運少
クナシイ者宅居ナシテ叙爵家の零落ノノと家
儀小竹ノ水草ノ同アキニ怪家之廢衰トスル

玉串内人より上國内事ハテは土公星外宮小
ハ春木裏布谷集又略丸と内宮土公家ハ猿田彦
太神の神裔トキと傳也其の森の下よりよ
くは村ノ社殿を建タマフちひ玉公ヒタチを代
私宅と設けを家儀カミの事シテ寄宿ヨシヤク例ヨリす
リよ又は神事カミナリニ殿タムラされども正
四條ヨリ又は界進カイジン内宮表古タケルと社殿の移行シヨウ春木
家布谷家ハタチ事シテ姓カミ叙爵シヨウサク家カミヤす

家布谷家ハタチ事シテ姓カミ叙爵シヨウサク家カミヤす

御巫大内人

は家房姓家山田カミヤマタ近比縁アツヒヨリて家藏と叙爵家
小姓コウジン事シテ御巫言カミハグモの時ヒメ御柱と納ハマフ宣藏カミヤマツ也
深秘シヨウヒにて予ナヘ接シテ御役カミワカ内宮土公
し山向カミマカ因マカ人の職役カミハク也或至去カミハシマツ小公御柱カミヤマタの用ヨウ村
ハ宮山内カミヤマタ布中ハタチ事シテ有アリ也據シテ承ムツ之ヒへ
子被ヒガタ妾ヒメ讀タマフ之ヒ也アリ之ヒと中ミ小
も喜ハシマツき虚ハシマツ也アリ叶ハシマツ柱ヤマタの事シテ也アリ也アリ行ハシマツめ
本ハタチナアリ也アリ又行ハシマツの山ヤマタもアリ也アリ藏役カミハクの事シテ也アリ也アリ

地のあすりに一むほれの能くよしの行と
禮にてひかへる和名抄も盜數カシナキ少巫ミツマサ年祝
女形ミクコノイチ年祝ミツマサ男祝ミツマサトヌヘテモ又候日

本朝小天平勝主四年彼徒十七人流刑アリ
トヌヘテモアリトハ神能ミツマサトテ般言ハナシを活ハラヒ
前説の料と余了神ミツマサ山伏事觸ハタハタの類タガアリ
從巫ミツマサと神祇宣形ミツマサ上古詔職ミツマサの一經タガアリ
石業奴ミツマサ流主ミツマサ古名ミツマサと墮ミツマサ穢ミツマサもとの如
くアリけは巫ミツマサ内ミツマサ人ミツマサと日ミツマサ月ミツマサ接ミツマサすアリ

今此別三州の御色ミツマサ諸國ミツマサふあてアリト般言

と事アリは書アリとアリものあり當時被傳アリ
謂アリと年アリとアリ土佐門高門人ミツマサ湯陽師ミツマサアリ
ふ京都アリかうて候アリとアリそ和名ミツマサかふ
ぬを盜アリの部アリアリ

は筈アリ作アリ人アリ

は赤山田アリうちて篠谷アリとアリ住アリ近吉アリ時雨吉及相
殿別官アリは正處アリとアリ納アリ。正級祖アリとアリの代
祖アリ。城アリて船アリの形アリを布アリ施アリ。時事アリ
之アリ是アリ用アリ。曲アリの敷アリと紙アリと床アリ造
室アリ用材アリのや別アリ。筈アリ集アリ本音山アリ付アリて良材アリ

えりの成士を武らる 花の季末十中の内一中と
花菖蒲へ上るの例ある

故事部

祭禮

毎六月九月十二月と之名礼と称す 十六日八外
吉十七日八内吉此を神吉也往々时ハ帝内親王
主向一弓の女儒達女舞曲と奏す 他に比モノ生
いなき大名礼也 今ハ九月の例幣使のミ
年中一の奉札されハ正員の称直布前 て因の
奉殿もくろひは日か湯らもそんて他の名も

矣是八年ふ七十余歳の神変ちよしも憲く様を
うしての形

古遷言

此永年八天武天皇即位十四年九月十日勅遣上
下二十年上言之于倭布一年と御令付あつてそ
れ年ふ南ア九月と御月一日時も吉日と申す
い宣下す たまくも勅使豆波殿上使高家虎臣
率固川志利多麻の拂毛拂毛の拂毛の拂毛の拂毛
拂毛の拂毛の拂毛の拂毛の拂毛の拂毛の拂毛の拂毛
拂毛の拂毛の拂毛の拂毛の拂毛の拂毛の拂毛の拂毛
拂毛の拂毛の拂毛の拂毛の拂毛の拂毛の拂毛の拂毛

は嘗て事の職と船内官の内官は長波某外
官ハ松本某と神官某を雇役と一役二
役三役四役といひ又政代といつてゐる者二人先
四人あらずを次小工と十人一役ふれく
其中少主老と仰づる十二人是也。一役ふと
人名是れ内官才の武^ノ外官方ハ政と人役
役三人小工ニ十七人在老九人四役職一筋と聞
テ正造官仕事と拂庭也。よりとナ年の間小工
始終精至是^ノ白布^ノ解^ノとかけむと裏
手の筋^ノとひ^ノ頭^ノとソ^ノのナ^ノては桂栗

ちも是^ノ仰^スしの^ノ政代形とされ上政頭代と
モ御と仰^ス人物才とされハ小工の内古老と棟
梁^ノ工^ノ工^ノ御と仰^ス萬^ノ千^ノ用材^ノ擔^ス敷^ス木
長^ス丈^ス人^ス木^スとスホ^ス五年^ス候^ス信州本多山
石^ノ大坂^ノ端内^ス海^スと^ス用材^ス吉^ス入^ス山田^ス市中^ス枝^ス彌^ス岩^ス平^ス
用^スとい^スと^ス神^ス撫^ス方^スと^ス此^ス觀^ス此^ス内官^ス五
十餘川^スと^ス東^ス西^スと^ス古^ス今^ス地^ス中^ス入^スか

お曰は殿室の入す内宮も外宮より
小内もは村山奉納の正神室も内宮ハ高く外
宮ハ少くえども法事ハ皆外宮也とて 内宮
ハ少く後ちふは延吉の内宮也とて外
宮ハ後ちりもは延吉焉後ハ古今ちよと
も言ひ以て流み内宮外宮も内宮也
也ハ自給の御事アフ法事の外宮也とて
内宮の内純事ハ多きをいも 内宮り高
今社は先祖外宮ハ又内宮は西大門形也とて
言ヒ立事いたまへも事アフ拜一奉事モ叶

間寄年と隔て一や計アフニテ日帝もと
多ひまづ仙洞也とて怪しき仰れ
ノモ怪易一タツトアリセヒ世アフ帝至ニ
言一言と紀らせ終ふ勅使の宣年一絶と
字少用ひたま一社の奉幣も錦もアフ宮
トモヘテノ解アフニテニ十二社の数もアフ宮
ノ別經リモ是皆般社ナシヤアモ神
社の優劣と毫角アフテの底一 小人の清識故
ノ謂アフテ一言と教ヒトテアム處魚達勅
の思ヒツク

神乐

他の神乐の如く神帝にて神乐と云ふ事一
は师をもて主ふ神帝と稱く神乐祖人と招請して
而そ一も神乐祖の命をしてあつた。おもひに是
ニ言ふは、嘗て千葉と曰き書く事古傳より
諸君達が傳ひりとそのことを原天の岩戸上松
山にいへと申す形りと云ふ。行幸の
比うや内侍の御神乐と摸じてもいへまいかや
諸人奉手の御生活、不飢不寒の神母と謝、奉
了為樂器の音と歌やうへん時と和、温溼其

神事よりちひまんとの音歌り、もつて源
秋口枝ハキ道ふわゆる事の怪易かく、うづ音
情、親娘す、不知と不知とも、一古歌ふ竹
竹かく、さくらも、うづ音も、うづけさくら
源、うづ、うづうづうづうづ、うづうづ、御主神事の又ね
江本主と、事そく、御主神事の又ねひて、東
洋すれどあ

此神主祭て本奥七五三式正の膳と仰ては
と席上に御主人御主事と對り、もと神主
侍へたる御主の御主御主事と之れの神主

の役くわにて影かげの面おもてへは御ごはななま
を黒くろにて唯一人ひと顔おほと個人ひと役くわて席せきにふるを
しゆくあくまくをよ神かみとりふを吟ぎん詠ぎやう小
虫むして柳やなぎをまつ放下ほうの葉はとひらひとある
神戸かみとの迎むか宿すく生なま村むらをあくまくをふるはむかす

も

奏事狀

是これハ朝廷こうきょう事こと務む事こと務むの事こと務むニ姓うぶ家け各かく五ご人じん花はな
加か級き仕し者しゃと奏さなぐ同どう一いっくくは大だい祖その神かみ人じんされ
ハ奏さなぐ主ぬしと達たどりたゞたゞの他ほか社しゃ小こ黒くろ眉まゆ目めとい

ふーー又伊勢いせの神かみ人じん本ほん帝だい宮ぐうの古古再さい興こうとおひま
トト奏さなぐ同どうあとあとハ廿そ古古も古古と廟廟吉よし方かたのの高たか
時とき舉あ首しゅ二ふた事ことのの一ひとちうととやや古古近ちか宮ぐうの後ご武ぶ
時とき行ゆ事ことのの書かくく加か級きのの宣せん下くだすすらら拔ぬ拔ぬ
燕えん経き活はとと

勅使行幸

例たと常じょう使し太たい中ちゆう臣しん姓うぶ王おう姓うぶ殿でん姓うぶの四よ姓うぶ奉まつ向むかてて四よ
姓うぶの例たと常じょう使しトト稱めとと中ちゆうトト教きょう系けい俱とも活は計けいののと
古古一ひと之の永えい世せい高たかとと隆たかとと後ご三さん姓うぶ行ゆりり一ひとが
王おう年とし命めい經き身みとと代しととりり又またそらそら帝だい祭まつ家けと

古再興すて古よしぢもとは古ハ勝財の勅使由
ミ奉帝一社を帝使あらそくニ御勅使ハ事よ
リテ多治元文五年七月十四日相町帝勅使ト
テ庶田宰相中村重源日本東向あはば年紀三十
十一年夏勅使
朝對之委

至武帝兩教大佛の建立ハ神意計よりさき
の歎多つて萬法尼ニ勅使トテ詔告シ乃
りつふを疑有リテ數日以地より運昌至リと
帝使の終り再び信行基勅使とまくは地小
まどハ島ち神意ふし此の奇異の事シモ能く

是レ縷奏トテ歎有シ前ニ先立て行基
ハ東院御内侍ナリトハかく縷奏トモもく將
又赤澤帝遣鏡帝師ニ内裏位官トナリの歎意
トテ和鬼清聲と勅使トテ半途吉の諸意と
仰ひたまハ清聲の帝トテ神意下叶リキトヨ
一附奏上スルノハ即鏡怒て清聲其脚の
弟と聞ち大喝の毘へ漏ちて或云け時帝真よ
きと付清聲いもて重きまゆく清聲の清廉
之直言もくハ即鏡トテあうタラれな

らひ勅使ハシマツ立タチたゞ了歟ハシマツハ計ハシマツシテ一
又重慶帝大佛の事と諸事ハシマツ勅ハシマツテモ駕ハシマツ
車ハシマツをえハシマツは儀ハシマツ禮ハシマツ事ハシマツ修ハシマツムナレハ
不ハシマツあハシマツトハシマツ佛ハシマツとハシマツ事ハシマツ有ハシマツおハシマツ
是ハシマツ是ハシマツ不ハシマツ清磨ハシマツの精ハシマツ悉ハシマツ事ハシマツ書ハシマツヒナレトハシマツ諸
之ハシマツ清磨ハシマツ小ハシマツ御ハシマツ事ハシマツ下ハシマツナリ
酒ハシマツ一ハシマツ身ハシマツ也ハシマツ又帝ハシマツ主ハシマツ付ハシマツ事ハシマツ重ハシマツ古ハシマツ故ハシマツ
持ハシマツ統ハシマツ帝ハシマツ重ハシマツ慶帝ハシマツ酒ハシマツ白ハシマツ川ハシマツ帝ハシマツ行ハシマツ事ハシマツ又ハシマツ重ハシマツ古ハシマツ故ハシマツ
スハシマツ

中名代並傳家の系譜

毎四月布日宿在代高家虎臣ハシマツ春本古支室人ハシマツ
志望ハシマツか一日古吉ハシマツ成ハシマツ礼ハシマツ即日宿義駕ハシマツナリ此不ハシマツ
往ハシマツ不ハシマツ貢ハシマツ乃軍ハシマツ下ハシマツのハシマツ一ハシマツもハシマツ也ハシマツ此聲ハシマツ是ハシマツ特
衣ハシマツ古ハシマツ近ハシマツ古ハシマツ時ハシマツ本ハシマツ事ハシマツ形ハシマツ是ハシマツ考ハシマツ中ハシマツ上ハシマツ法ハシマツの序ハシマツ而ハシマツ是ハシマツ余ハシマツの大ハシマツ名ハシマツをハシマツ公
長ハシマツ祿ハシマツ形ハシマツ印ハシマツ勢ハシマツ給ハシマツ東ハシマツの序ハシマツ駕ハシマツ通ハシマツの系ハシマツとハシマツ傳ハシマツ
印ハシマツ内ハシマツ立ハシマツ店ハシマツ駕ハシマツ不ハシマツ了ハシマツ又ハシマツ尾ハシマツ川ハシマツ度ハシマツ紀ハシマツ御ハシマツ候ハシマツ
印ハシマツ本ハシマツ第ハシマツ奉ハシマツ章ハシマツ布ハシマツ衣ハシマツ袍ハシマツ形ハシマツ洗ハシマツ國ハシマツ又ハシマツ御ハシマツ了ハシマツ
印ハシマツ東ハシマツ古ハシマツれハシマツ又ハシマツ旧ハシマツ號ハシマツ室ハシマツ町ハシマツ廢ハシマツ東ハシマツ古ハシマツ數ハシマツ後ハシマツも

信義公秀吉公東照宮ハは北山東作一ノ子也
常行也

印奉行

は始と文禄年中秀吉公の時岡本下野トツメ人
高圓寺山の端トテ神領と支那トモレ廢后牧所
之原町中古を古田毛利於稻葉高人高圓田丸を出
のあ端トテ支那トモレ。至長年中毛利の印代官
毛利内藤光秀代中村庄三保トツメ人山田玄柳
町弓根タラ松経ちテ清宣永十八年冬の小林
村より印役所ト建スル由奉り石川大湯里初々て

は在住ちテ由奉り由あく毎四月交代ちモ
リ享保十一年解雇落居モ由家族引取トモ
算限七八年少ナリム

神領大吉國家の政道ナリヒハれ眾のトモレ
軽きハ追放重きハ被地獄咎め影ナリヒハ被
害シ以テ死刑榜聞の數職も禁多の事ナレ
ハ貴門の主ト情マリモ修ハエ領の如く
なまこ子比量長文和の印る都合の如き
古彼多モ情愛チ一形モ

神領伊勢の也既ト

文祿年中々の外
諸領少輔長東大老は連中にて集まつたる古國長
中小寺是のむちを一にて縦小石造られらず止
且吉川領にて之を六百石の木舟船と云ふれ所
高仰山より於御了玄写

伊勢國多氣郡神領田領

二千五百石

中村字村 上井川村

百四十石

岸尔

左令寄附迄健全可社納者也

文祿二年九月市一日

秀吉朱印

奈良
吉同
長店
神主中
上人

伊勢國高寺郡肉神領田銀
桂三石 田邊村
三百五斗 作八村
四百五十石 那庭村
六十石 田吉寺村

合五百二十六石五斗

右令寄附记全可社例者也

文祐之年九月十一日

秀吉是印

内言長吉神主中

條々

一此度仰勞國推北城壁上作符使吉川内ノ候
古神宮為當地ノ至兩言宗殿ノ上ヲ不及沙汰
揆地失諭ノ事

一兩言吉國神主中年寄共行以神主寺子取法式
以下櫻ノ事不可省ノ事

一徳吉川内山林竹木伍番田島木加先規ニ沙汰
乞不諸役免詳ノ事

右之條ノ事代不可失古達者也

文祐之年十一月十四日

山田直中

岸治直中

大澤直中

勢州多亂郡有吉村社領出束万枚百石ノ事以
揆地之上令寄附記全可社例者也

十二月本八日

秀吉是印

神主中

上人

はあよこあり下氣狀よりよとのあま古南家
右ノ物ト以て古事記トアリテ東照宮正
是吉トヨシのハ明ニ傳徳文ト稱モ。もの
ちミ古法大忌の日祭吉ミテ法代ニアリ。諸
ノ不吉の如ニ古吉地の前小室ト掲ミ
多ヒの写

一句聲古神吉領内丁るま復變不入事
酒法法後始シ年寄共トモ身変

一喧嘩ニ福堅令停止シ迄居於造化ノ族者可矣

・双方罷科变

一東吉ニ案テ往先観法式是外吉仲間ノ法或ニ
由丙載先判除堅テ古事ニ变

一南吉東吉ニ案ハ五吉ノ目テ往先志師職ノ旨
ナ之不可異用变

背支吉師職年ノ志テ古東吉人也次身变

一古東吉傳ノ身取以才覺不可奪而变

太之保く後高家先判ノ例除不可省造古考也

延享四年八月六日

印鑑

外宮年寄共

大ハ外宮才比第一内宮モ伊勢内宮ニセキ年寄
大ト者

師

嘉慶廿年未の正月師權移宣光親神モトヨア
モテシ、度會光倫大麻吉御方支ノモリテ、謹念よ
まちニテ、ノアトクナキミテ、傳ヒ多ヘモ、聖亂大
神宮の御直乃保林ヒとさばり、吉澤少面詔ヒ
シヌヘモ、今も諸國へ大麻ヒ神シヨ、あすその
林の枝と神木ヒ等ナ持テ、御子ウカニの如キ、是卑

主教の別名形ノけ方ノモ、正月大麻トモ、
角也ノモ、之にてはあくモ、たのシム行ヒ、
モヒツシモ、まほく、庶人のシムト御子ノ神領
減一丁、各家漏々難ヒ、も、諸國の御子ヒたの
ミ旦那折ヒ、名目和ノ高ヒ、きふむ、而ヒ
中古モ、い、主官人、寺院、止宿ヒ、在今、固東、
神職皆誓ホリ、一時、故軍の庶人、寺院、神職、
清も、主と開運の法恩謝ヒ、て神領ヒ、附ヒ、
主ヒ、之御子、候事ヒ、と、神領寄モレサ

ハ弟乃も又行を支りつゝも大抵五位の諸を支
トツ一言あらず友石主領ふ属と有るまゝハ
百石主領ニ取ぢつゝ告報延の弟とすとモ中
大祖神國の徒ハ多且てあると神智とすりふきよ
しの敵兵なれハ神神國の規模形を記せりにモ
モ武も廢してと河守神中守但馬守の類達シし
うそも多ヒ改定一門子吉田家とて詳シテ中
日より大説ナハアシモ

は師ハ古詔刀師の墨形と師ハ医師連歌師の
師ハ詔刀ハ宣音ナリ或ハ詔宣音ナリシト

御言の御教額と演述モノの職也

出ロ家神學

我神吉の神経を出ロ信濃守近江守主十具
チミ元和元年六月廿六十四年九月辛未之日
はモ山田の人家今のまゝモ及スレ事のあま
ヘ弔なれハ書林の教主もあらず事又全
才如く備ウされハ大教の書ハ僕とどりても
トシシカ自由ナリ以清寡小五家と求モテ備
潤ヘ秘書旧詔の類ト考ヘ諸國の梗と得て旧家
の庫舎と換一十石も倍服也此ハ中古御神吉主

書いと要す字清小湖通路一高小室一とて或
ハ加南か侍へ一御江府へと出でて一按合一を
不写本教編の數と古文房よ不あと及古くちも
一官集て没シ一ちひへ欠考と補への類半芳
容易の支半あどり且彼文庫ヒ達志一は既往以
來ニホ歳多般相延佳神主の功よりつて寛小園
東の灯と得て故後西帝獻國の余モ廢失ト
て舞一級ヒ得ヒ終てニ男延經神主紫ノ又ホ詔
ヨリ神書記根教編ヒ改ム一是根の書也若
干年ノき厥后久志本庭寺主教神主室内一にて日

日紀ト達シト。言ハ内勅トテ歴下の官也
ト一も、表子氏庭令法立化オヘテ神學小写
ヨモ又ヒヨモ布清小行院氏庭令延貞神主裏
御令社會益ハ祐主日ニ男延貞神主小田氏橘威
淑殿臣中西氏素清豊里村氏源弘山岩山氏春木
清木昌神學小写の人獨サリキ今亦松村氏法令
正射神主モトテナヒ花列の祠古見方京幸和ヒ
ツム人神書の筋文教奉ヒ述スヒ概一ヒ神經考
ミ考ヒ著一ト。中後御制日不紀古劍の著述也

今百年の明周と云ふは世界に一も二
へと多きト取て傳ひ易く亦買の値といも
又用若くてお保有すに難くあり今活世
百余年少乃へて文學社慶と年々甚く活ふ
至りにテの事もまことに今之満てを
高絶ほと信風潭と曰吾佛法小乘と云ハ空海
少傳と云テ子傳小方のまこと雲沂般若と
或る事書少延佳祐より素傳ともさへ人形と
一譲多とせモ于時世の考へりタゞ今之詮解圓
ま解の數多く傳つてたゞそろて已ク肇ナヒ

セヨリハ考引人の事と掩ひて居るの罪人
ちと延佳祐を加級の財外言祐と云ふと傳モ
ト古勅と考ス古例少たらしくて神吉
方と延佳祐と争端あると禁河と稱して正貞の
稱直萬内と教説の考同且東武の武以テ木
主い源ふ六年と傳て延佳の利運となりぬモ
時神寧才延佳の加級のとちりの在りゆ
行リテ是姓家のみ村山の岩出本流を山集と
人著五位を進と傳も中も吉山集と
校恒良の傳去されいわ文古例すきやく形

續醫學法文ニ奉る
ハシスヘタミ

久志本家医道

後冷泉帝の唐年康平延久の比久志中年疫會在
任ヒ以人ちも御時奉間一て曰く御神事トお
ひて禁忌モトキ薬物數品を除き神事の医門と
達ツヘリト昂云歟事より之の永代神事の医家
たゞアリト勘評ト盡リテ士後裔十七代と稱て
周防ま左衛トツバク學方有て医名鄰同ト居い
主門下ヲト培生せりト人氣多岐モ出門葉少
左京帝承ヒツバク日一々医術ト明て天正年中

东照宮社供奉一て小田原津中少保主也。孝長
二年大樹高達放寧ヒ若成治遷伊リモ大熱傷の
日病獨典藥群集一て医論解ヒナシヒ時モ方根
又子ノ院丸獨放言一て少主是庄疮瘍少為多モト
滿身丈メ信ヒリ又曰くは疮瘍少ナシモハタレ
再ヒ散ヒテ多モ一ト即ち主古ト奉上一古藥ヒ
病主ト言ヒタクノリヒテ不口少吉年後ち主モ
廢底主モ一ト林田村少佐ウテ構設三百石を篤
牛石ト或蘿叶ト修竹形モ都少キシラ疮瘍の服

医と作りてか志の部を尹も友達と金を貢和二
年ニ寄付しよりて東照宮が湯一満之日六年出
府にて古徳大君が有湯一満の金湯が併て本
夏威殿の布と浴一満の天海傍山の病と浴を或
ハ薦門外もて毒清半納テ家久の病と浴を或
浴丸白浪一万両佩刀五枚若干と歸ト。御付松
平吉川信總天病庵も嘗て曰高年大恩主上治
は供奉節へまや奉とな夕對て御手役時も詔
令ひまよと放きもすふたうつも詔す候なり元
シテ内親王も厚く御恩を蒙りて日本橋

の南町下に坐を求めて一丸もアリ武部少佐
ノ以ヒは久志本家を皆引言神言家ノアテ本部
家ハ赤坂保川町に在る。日姓内藤允家孫四郎左衛門家
ハ中家ノアテ吉川の下坂村小堺地也。住家
の古跡破どもおつゝへ勢州の親族作まで移築
と稱む大麻を薬といひけと家今ふ神富家日列
シテ往浴署進一木造吉の材の木神保と稱之
者ハ東京の古医師もえうき医業の法脉法名も
用りて上下被と爲一古體式の時も古垂竹衣束
者をもあらうといひて古医中少子形と云て

唐人奇とちも

守本 神主 風俗

大承天文の内言萬田長吉萬本曰ま井神主を
主以てハ風俗武トソアリ上下的句ニ
人一ト酒食連歌トソイ白の轍ト言フ事多也
マソナモヒ長吉相次の千句小品タテ主其はハ
ミホ詩一叶ト書道方一叶至多也万石之主
也たよしの運主あモーと以テ主酒貞徳ノ再
興了てちをひ拂フトトキは都御矩トナリ也
人伊勢風俗トソイハ千句と推測トナセシ

主を主武えく連歌の事トテ詔経不通ト大
主ヘモサソ流布トセ中百首の狂歌佐藤節絃
ソツヘモ毎句走中の主をト時度トソ百首ト此
うソウ奇形トソウヤ辛沼浦田の主也小絃ト
てソ百首五音を書き下す主達トスヨモ延
寶八年八月本八日主音のうち及第長次之十二
廊ト詔経トセ江京保年中样引トテ重本トナレ
モ又寶曆年中辛沼黒井田山小波喜磨と建テモ
石得もて山田日相皮毛賀良珠能登早起トテ
萬ハ辛沼の主也トスヨモ主武主書計

人ノ達ニサシニモの初世主其事とはアモ
御身ヨ今日ハスカレル神也

神経山系ニシテ御ノリナモ

ミヅルの松風

天文十八年八月八日一橋直吉式判
一役小は和歌ハ名白ト別形ニ漫漫ニ名シテ去
加ヘラヨリ一月云

新名新教令

徳見帝の臣宰承仁正安の子也高キ忠烈貞亮
本田姓の神人森門と難ヘテ新ノ神教の名新ト

歌一節教八十首と書ヘミ列者ハ前大納言秀世
卿重國ハ土佐高景ナリトウサハ不擇稱本里、泉冰
杜岩治里、三津、湊、河内里、及佐里、大沼村、昌里、周
河引ヘテ十ヶ石ナリ内里中河辺、津、步越、四
ヶ所ハ取上高シテ余ハ亦其物トシテ詠ちどり
宣うぢと申す國川ハ歌教ハ數多ヘ付

モトハ新名新教令トシ

三角相

土賣村高村トササギ
宇都之木立吉村トササギ
毎七月四日酉吉丸吉ト柏原の神主あて主林の
吉山トタムナリヒ馬トシテ試ム、既モ其

和神事小日向の家一を柏葉志少土貞高伊之と
ちとて主徳も。例すも内吉中田家の祀る
食ぬとは葉小包とて也國うも東家田代所の
日祝いの食ぬと同ゆとす。又補親集ふとま
さう御神祇祓川の君よ生すくとそゆは柏
葉と流し立つの如事にけ柏神書祓川の也よ
ちとて多賀伊勢の御ふ皆す。け古書古今善
く抄りて是もまほも今り書々達せた。

とくとくは晴らへまよ。楊は柏の従古より是日あ
まて解うて高石通ふ。又師従大寺の番
ちとては筆湯。食ぬと本の葉を齋モ。中少
も柏葉に大寺にて用よ里より神事能ふ多監和
名神ふ葉をまく。由緒古とちく。由緒多かり文
字の假想を淡也カイシキト。カシハ錦と云
敷と是る語也。

和刻の例アハカ小包とてケハ食すてシハ。
ハ若葉のまの墨法形をかい聲ハカイの切ケ
ナリハ延てソル後形又イ松筋舌と云。例

蘿波家承宣

内言神官家の法事に於て、怪我波多多羅と曰家
ナリトシテ大中臣姓と、蓋亦因姓の別名也。元
ハ吉川の事より古住ちて、よりは否重遠佐親
費年、内言主にて、蘿波家外言主にて、桂垣家と
禁裡の内師主にて書記へ得て、此を般近と云
師家の沙汰ふ及く、古言は神へ皆般言官作
万歳と詔す。帝の職を以て何より禁裏の法
詔刀師とぞりしもんや、捨垣家後嗣あれ神

吉家の魁家にて高都より是と他所へ別て
桂垣家と厚き由縁ありて時々禁裡の内師主は
トツの御箭をもあぶ形を有す。うちもまた女御
は新古上高方とも古御日新を告ふ。かくして
あとハ他より仕へて内師へソツテ了侍
奏其旨と経て云侍了内侍へハ是終て御内役
云御内役は高向と云ふは吉家内師主にて
拘るべからず、只神吉方一統の御足形を奉武竹若
竹川は吉家本支を主ふ止むる内侍使らより別
す。ハ是も

松本家故文

外宮神官家も桂垣松本の家數より一中より故
主吉良友山田翠叶山中^{年中}の家主の承りを世ふ事一ある
。昔云小作多きより一白き支那八せの本島之
れをもえ徳年中奉渡の店舗至るの古事とて、
へども、昔云の吉里ちとを縁縫より一葉笠替
小改ゆやうのうと勧て白き直寄とて上
古より古自筆かと付て表蓋すり一窓文
のすき小姓若ちと

桂垣家故文

今申家とさる山田西河平町のうちも又桂垣兵
庫とさる山田のうちも皆家なり一今ハ経て
兵庫家の記とよび延喜とて天正年中小
田原の津牛へ移籍の大席と納まつて候志と不
忍かと神言一一人高野一との話あらそもの
私也と申途と經て御使ひとよしくおとおふ
桂垣内様自縛進むきてよき門跡楊小勝にて
余と妻了い帝都と詔諭大席と桂垣て陣中ひい
たる波令とよしとお職をなすと自トうつて小
田原ふ勤き時一高野わらせ波路病とれてダメ

うきぬあらへ送林一通と送^{シテ}キを表す
てひかげはまくわくいき見ゆる
けしゆくはわくはさうと

妻もやく夏のて取のひよ藤^{ヒヨウ}根
天正十八年五月廿四日と書^シト

春林家故支

叙爵家故會姓^{シヨクカハコイセイ}山田田中町ふちと
作^シ東照之河^{ヒタチノカワ}時方^{ヒマツ}入神行^{ミツム}中宿^{ナカス}
の御^{ミツ}し大歎^{タケイ}大君^{タケイ}震古^{タケイ}大君^{タケイ}の由代

うてハ昭^{アサ}キ^{アサキ}高^{タカ}客易^{タカシ}形^{カタ}あ^リ財^{カニ}本^ハ
家の一代大君^{タケイ}の例^{シテ}候^{マサニ}雨落^{レバタマ}や^リ舍^{マサニ}
申^{マサニ}室中^{シマツル}と棚^{タケ}とみり雨落^{レバタマ}と申^{マサニ}神都^{ミツム}の方^{カタ}
言^{マサニ}微雨^{ミツム}と云^{マサニ}雨落^{レバタマ}と申^{マサニ}不^シ多^シ
上^{マサニ}と申^{マサニ}と神都^{ミツム}と云^{マサニ}申^{マサニ}不^シ多^シ
一春本微雨^{ミツム}と云^{マサニ}と申^{マサニ}在^{マサニ}湯^{ヨウ}妻^ヲの席^{シテ}候^{マサニ}
高^{タカ}研^{カツ}研^{カツ}大君^{タケイ}とて行^{カシメ}たまひ春本^{カニ}を支^シ志^シ
そらく^{シテ}運^{ハシメ}け^シト舍^{マサニ}と申^{マサニ}は被^{ハシメ}碎^{カツ}了^シ情^{シテ}古^{カニ}房^ヲ候^{マサニ}
らん為^シて石^ヲうち^シに連^シふゆは雨^ヲうち^シ是^シと付^シて春^{シテ}
木^ヲ皮^ヲ大^クワロキ^トツ

似我様お活けの事無事ナシは當時御ト
モ之ニムリ而神在との事ナシトクノ春本
吉支前少ソツヒハ内年望ナリモ毎四月ニテ
ナシテモ左肩ナリルノ水を含む毎季高肩あり
シトモ急速形

山本家故叟

内吉ナテ東京の店師家津浦田の今春本吉支
ノは松ノツツノも年來由緒も有、是形ニミト
美性亦ナリ、幕末回転ノテ翻ヒ逃ヘテ叙爵
ホトカリニ未だ既ト由緒也

上郡家故叟

叙爵亦高官時ナテ宇奈山の姓ナキテ東北ノ姓
ト持ヘ即ち内吉也、秀吉云入仰シテ戴引シテ
萬タクノミツツヒ又信長公の店師ナリシヒ
ノ吳道元モ元々山田官役町ノ上郡乃キシ
ナカモ御ノ時ノ一代取引シテ子家と度アホ内
ツモ間ニハ家と達シシトナキ本家ハ本家ノシ
アシ一後ち候唐拂の後寄酒あると東京ノ主役
此の酒拂ナシナ時ノ一代越中守與本法曹代人
ナシテ吉助ヘ下モ神馬へあきナシ悲仰ナシ財

ニ神君を方お坂の利運と祈りやと乞ひて貞
ふ考へて子倉のより桂陽と名としらば者
本立走り懸殊小乃より是日家の時運送念りを
了みにと言ひそ神君の吉言はあれ事ふ神
職のナキサシと古慶賀ナシて本滅五百石の所集
官と石錠又延童家由傳の住師ナリハ云
虎居の吹屋と有りて之を櫛家招候事小
も由傳ナリ都合五石百石の神領全條山林とも
林はして家声墮る

即曰上郡方とモ北の四と吉澤町押世古ト峰

了ナリナビ工鹿の住師也古トツルカ志
ト今春本家ハ上郡家の多不すとあへ候
マモリヘトテ後山加里村ノ住民平八百石
外山から家は家門ノ中の寄附耕荒多形モ
信長公ニ提刑教家由緒の住師ナリハタヒテ
ナ家底の織田家へ大席と號を稱の織田家ト
皆上郡方とモ大席と號

山田大佐家故支

天性家服部姓水子ナ北名と家ナミトモの多モ
旧家ナミ拂州守治小ナ治大治ト以テ家モテ又

山田古崎（アカザキ）書喜の由佛あり
天平勝宝六年古崎内人立候事ありてそ佛と解
候事と神吉離り給ひるを後後征（アシテ）中
古モ佛と親族へ附す（アタフス）故方を支（ツメル）トツメル
雅例集（アラタニシヨウジツ）嘉法二年外宣古政中的勅諭（テイシヨウ）
上奏（シナガマシテ）之速く請（シテ）候事（ハシメル）勤諭（テイシヨウ）
モ古人ユムホト馬不共邊え候事（ハシメル）止居（スル）と
之（シテ）は家（クニ）本告（ボウゴウ）對（タビタテル）この家傳と招（ハシメル）古殿（コドウ）
經（キヨシ）を通（スル）其（ヒ）家（クニ）の傳（ハシメル）席（シテ）を至（シテ）
カ（カシメル）あ是（シテ）許（スル）被讓（ヒヨウシテ）席（シテ）を焉（シテ）家權（カミノリ）

お也て曰（ハシメル）汝（タレ）形と（シテ）す候の事（ハシメル）か
不承（スル）す（シテ）玄關へ退け候候料紙（リョウシ）をもつて
有（アリ）ゆきのうも小臺席（コウテイセキ）の

せより衣（アヒ）うよ焉（シテ）も

ト書忽（ハシメル）候事（ハシメル）すきなされハ一休（シテ）す（シテ）代
前主赤備（アカザギ）と連（シテ）むふをりあと先（シテ）モ
一代と松若（マツシロ）と寛文（カントウ）のすきな誰（シテ）も、文政
年中（シテ）一休元長（シテ）の人の東諸紀（ヒガタシキ）、元長百
首（シテ）よりもの神都（シンドウ）ほんて引號（ヒヨウシテ）の書行（シテ）
は赤備別家（アカザギベツカ）由佛當（アシテ）領内（シテ）一休の古師（シテ）

はま都小益古支とツアリあらて元ハ山田古源益
古支トシテトク家名と益ト波多モヒ益亦ハ今
土川正の師トテ長吉神教言内少輔鹽親
ト由諸事トヒ益家の一作ト鹽親益子用い
鰐見之トテナム候ニ

二日市家故事

吉姓家橘姓之先井木太田橘諸兄弟トテ
テ後奥州秀衡の庶流ミモ御トカヘ黒代寅名小
秀の子ト同い三日市を生吹角子、橘古丈次郎
トモツノ仙臺南郡津輕松前ある岩城三番の邊

領主トシテ師子を飯主の少師ハヒ布諸國ト
互の具形アラト古師の魁家形トモト古今灌
頂トシテ古能山真永と十一年五月十六日橘於
古秀延位立位下社會通釈著古今傳記のトモト
エテ秀延ハヒトロ市家一ヒ秀延和歌と好ミ百
首ト体ト高時の本臣家へ勅スルトテ歌奏のそ
ヘト

新麻山さくまき跡トサメテ

はこト引ひいつてまつて
トモト詩で送られぬ古傳墨子又百首

を経て執り成る

神丸や伊勢の清松よまく

阿一とソウヘキミシカニシテ

寝書

法事の主考官の假物使にて地主連
名うち村の居間たりりて又多様の持
主の稿がたゞとらひの裡なりとリ市
家えい五郎村より往く五郎と家名より後見
スと祖廟奉祀を後見としの所へ引うつ
手邊毎ふ日小手市場なりタヘ里人三日

市場とひーと終ふ市名とすとけりトコ相子
仙塗候宾の市師ハ久保倉古支前ニロ市家と
者も領内の市師前古支大麻と前相國
市師内國市師より又古市師と云々^ト
聖ハ加門侯の市師ハ福井土佐領多ハ松本井
主細川侯ハ古支前古支多ハ福島吉野院古支
土州彦ハ上郡古支領多ハ益吉支多且ト等し
且例多ヒ領内古支市師敷赤支多ヒ年一蘿州
市古市師而歟古支ハ領主多ヒ一島主モこの
類アホ多ヒ領主多ヒ市師ハ主古支多由緒あり

支那よりの高領主より前ふへ來てを
も四一

岩淵家故支

秀姓家藤原姓形を外言ニ改職とほへ岩國ニ改
左支主久保倉ニ改左支主リ耶須多市宗
子ハ修了て麻と村一時の御領上候て凱旋
の後本國下野にて芝山金丸のニケ村小敷一ヶ
ト源は家小彌了主願書寄附候い焼失セリ五
百余年の今よ降れし前百姓ホニ改左支と云比
ひナリトテ承認を年貢へ全納としつて毎々家未

彼地不仕で十年の事と稱て惡紅罷取刑ふあ
たるものありト鄰々代官而へれるもの例形
得見る。古今を御活希形をとりゆく交代仕旗
市家相須共市と称せり。ハ市ちよ市高弓の
ま素赤福子不本庄より括住せり。ニ改左支主モ
由行請を勅主由緒とし。ナツヒキニケ村ト元
和仲活世ノ子洋吉代塗也。その由墨済
と東照宮より下。湯川今之傳萬年とも云フ
一這ふは故宮いや本久保倉主支あふ侍。一
ミソツミの比トキ、而復サリてこのまあく板

さへとす

田家故

金魯家荒田姓本にて山田八日市萬叶つづりに
トヨタ吉川の下妻馬村を領地トヨシ田の旧家
ナミ秀吉公の直判物と傳ふと云ふ事トヨシ秀吉
の書迹

今秋田北持トヨシ北伊勢上野長出久後見庄喜石
而以自吉川内トヨシ生親に作村上久後見庄喜石
古之傳不^{トヨシ}古遺考也

天正十四年二月廿九日

秀吉公直判

田北持中

田北持中
田北持中

田北持中

板倉家故

金魯家荒田姓本太の妻馬村と善くす向村
江領北柄部と著トヨシ太の妻馬村と善くす向
川原もほ家の支配地トヨシとキムジ田の
す向村トヨシもす五百年の古文書トヨシ寛永年中
す向の人ふ一揆トヨシてま復不^{トヨシ}の北ナリヒ
村板倉家トヨシ主がを文書トヨシと書端ふあひい秀吉

小下を古御のうへす向村唯快にて今ふ一家
一人も死じ百姓たりとあ狀人別帳と湯之さ
し出を吉川主内を領と領主の如くも家
は支保ふ付ふにはニ家の文殿の兵部山田
方の方村上掃部武外である淫勇ふして放軍
を一と續き神氣を眼くまく外宮の敵舎を放下
自喜一と勝て日姓されどもがまて村山と改むる北
久連村を支り室代と呼び掃部山とひく武則
ト齋ハナと村山掃部とひ下中の名町がある

板倉家も元に中村少佐経て四北ちととづ
山田の経店いつこのひづりと知る

之家ノ古井印

福島伊豆叙爵家政會姓而昇下五十石板尾半前
叙爵家堺本四姓口百石丹尼器を支度姓五十
石皆美濃國長柄川の邊に立地ちモ世経うきと
東照宮春木家かわりて因基の端下りたりと
之の事に在諸形を秀吉公事附北の龍春と改
名すとよけニ家の由緒と歴述ちて古事記と
之の源流了了付へ昭白されハナ松田一一語

上古社神戸在廻庄園の敷諸園より一枝家へ
ノミ支配モトニ幸ムテこのと家ハ主修ム延
ミリシキナトム

ナ治山田の田家ハ侍ヲ由緒古實ノ所トレ
ヒシカニシムハアリシニ土人の彦孫ノミ大祝
奉テ主祭ト西ノ御旦火主の侍奉觀舞事ナハ
チモト

オウガタメ

毎正月酉吉亥卯の外ヨリヒシテ行マキニセラの
神社の送春正月神事モ行モモ狀天モチハ

寒ノ終テ御マサニ御モ是と稱シテチ次ノ節は
翁第アモ一說今ノ精舍家ハ元神社附屬の家人
ナモ伊勢のと君ハ也モ四ノ春日ノハナ春ニモ
ヨハ日吉の類是ニ翁家ト謹西家柄ト付シテ
モクシテ云候ヘキノ上古神事トテ季モ
散樂ハ皆品の數ナシヘキシ時セシツモテチ状
ハ多シ今ノ神トナホニ學ひ深キシテシテ庄後
家の花ト本写紙ト用ケシテ之ヘト奉是
母傷の類ハ神事禁忌の事ナシ

伊勢リニシハ勝田十左支新匠雅ニ進志モ集

はまハもう一言門外小怪我地名と云年もせ
て今ハ山田領済の事より往日廿四十キ支ト云
ホウカタメハ方堅き形モ國土安穏の意形モ
ト云布ヨリ清風のトヨニ事ニ皆信トシテ之れ
ト候テ支の古事ニ冥想トシテ其後トシテ之れ
上古神事トテ素モト教樂の邊テ不祐ナリト
のト聖人の形と混レテ牛車トモ他モト統御ト
ナリテ松ノ東山殿の代モトキト統御トモ
ナリハ別ナリトモ即トナリナリトモ原モ東温
ム御モト官典の額トシテ有リ也ナリト

中政神支

毎正月十五日若瀬三日山田市中許ムけシモ
土人產土神多シツムモト一ハ魔拂ナリシテ其
ト拿リ合シテ柳木取の形と相モ急所トハ燒拂
シテ柳モ今も鄰近モハ無シモ今之謂也トツ
シムハシムヒシムト柳木取の教八部事ト不
トされハケ多終モト柳木取の神佛トテ其
拂シテ柳木取拂持トハ代ヘトキモトヤハ奈正
使のハシムヒシムヒシムト

の事でナモアリて又積木トシテのあまハ彼
モ一ナリトモ其積木ハモ製也是よりて別種之
古事記ニ付す。螺牛トシ云

比古殿ハツハ半坂社今社坂社大社坂社苗社
箕曲社落師モ此モ比古殿小落度ノ师モ此モ
ソムシヨウヘテは神子小比神ハアリテモ瓦
モトツモナヒ多ホノ形トモ堅町一ノ社曜
諸事ト事トされハ地邦の人見て怪一ノ子内比

社落師モハ

遷邊

山田市中疫病癪り時ハ鬼形人形ちきニ丈三
走ナリ御子其辺河邊モ持出燒拂ひ或ハ流チモ
手筋モウト具備ト写ル一疫鬼と達メトキトナ
チテいつ見の比ナリ始ニヤ神名通ニ萬靈神
ト來て人形と製ミ另ト是モ貞子ノ武神吉六
月積木是モ用シ射庭ナリ本物アリ又了ニ又
形代のナリハ多々也ナ如是トニシ事トナリ又
ナナニシトナリナシトナリ源氏左近の奉ふス一人
の形代ナリトナカシテ高一キ脚ノトナリ

のふき

此追やと舊蓮の類と似て地を半形另つゝ様
之故ふ家を候若波の不桂を追ヤルの大
事とア又西土ヲシ屬鬼と追ムリモ儼オニマテ
ソリ年々シ海をア一端治義疏ヒヨウスムズ
トウヒ

此事世義シテ富波ハアリテ九月下旬シテ十月
下旬シテ三十一日は同妙法經年シテ法華經
と書寫シテ勤修了の庵天波写經と山田の墓北
小細シテモチタル神輿カミヨシテモチタル
弊教ヒヨウの笛を敲ハタハタテ囃ハラハラ一節と教ハタハタ寺傳ヒヨウホツヒ

事慈覺大师小路を左モ旧シテ音樂散花ハ此式
ナリ高山小樂人シテナリハナセトナセ
之又は子經中の悟達絹帛シテモテモ主銀衣
と焉シテ字絹シテ用。井水シテ音シテ酒シテ袖シテ波シテ袖シテ波シテ此如法
經年シテ付シテハ南山シテ音シテ播州書寫山シテア
之は時也高シテ悟達青衫シテ廣シテ切取シテ
形シテと本法シテ而シテ組合せ歎シテ一切取シテ
も半幅シテつシテいシテ有シテやか原シテの田植シテ
は形シテナリ之の代用シテトすシテえシテ加原シテの田

柱主の神人ハ社法の毎年祭りと要くそれ
は佛より一致する由徳もあり共小字旧記
と終ます

ドウヒの名義古今解を以て或曰吉事と云似て
苗を熟とすと小を吉ドレヒ井とまえよ
モは初一の卯つゝ或日書寫山ふ毛モ如
法經の事と存ふれむ至令ハ世経ハ
書寫トテ法事と云ひてノ別ニ建て
諸國々モ空經の法と存ひか爲ノ経徒多々
ノ開基の性事と法事ふ教主活ナリとつと

（手本又へたる書寫山の号もこれふ按
ノ原）

石錢

比事甲湯軍艦ふあを創せりは少異の故是ふ勢
あがきに付て造る様へーと又へゆゑ主於うも
少異のミナトノ酒肆支下部の使うち支モ四条
河原ふあくと源氏とひち棒を切あつて麻と表
るもの立つまー加古倉よりて少異の体高保の比
ひの神がうどもけゆうて少異の体高保の比
ひの神がうどもけゆうて少異の体高保の比
ひの神がうどもけゆうて少異の体高保の比

山元ノせととアラミトアリモニルモ四月初より
日童男集ア室地アリテナシ禁錦トアヒモ被ひ
ノモは用シテ人麻小松多シ葛也アヒハ松柏
松影アシ密シトヨリモ事シタクシル今ハ止ム
アヒトモ形シ達ム

石脚ア石形モウト略シテチト謂ハ略謂
の例形モシニ異シテムトヨリ体子の例アハ
ニヨシト前也の舍丸トヤ文弱の比シテハ人情
強勇アシテ帝の御神アシテ宣葉アシヒハ院
使の徒流アシテ延限アシテ母傷アシヒ敷流

まきアリ活世の傳紀年月ア活リテ昔後アシ
ナシシテアサ古跡ア

年寄三方

中朱弓小年寄アシテアシヒ是形アシテ活ア五十家
アモ年寄アシテアシヒ是形アシテ活ア山田小木四家
アモ三方中又年寄アシテアシヒ是形アシテ活ア山田
三方ト書出アシテ主にテ岩佐の影小仰アシヒ
えアシヒ是形アシテ大坂ハ叙爵家アシテ神職ト
云智セキ年寄アシテアシヒ是形アシテ活ア山田
三山田二十四軒の轍ア中古工店ヘ連名ト書出

少く御内閣の事と深き商討つゝも、家の事
を終りてゆくを過るふ事なれば、山田よりへと
數少傳つてまことにあら半波山田ともう一郷
を支取つて年奉或は月給すとつゝの者主品
候多きに廣ひす。

前か以て三古人の後ハ船を天正承認の古
文書か之方ニツ判とつゝの事で山田と云
ふと別ちよろとつゝ曰トクナマ又實之りハ
山田八日市場領にて勤進能無ひの様
トシつふ五面か大吉日假その次ハ安友神官

まを次三方中チツミハニ方カ准モヘキ商討
の勢家七家の極めとくまへー、里人えてと
方服ト候ー

主從

神部よりあらず農工商よりへと皆主人家ちと賣
門のあくく食禄を待つてあらひて最微原付
間とツヨチ一等上小寄ふとつふとけあて持め
易子ノモハ主人とソシテ易親トクム事と地固
へ太廟と拂々小寄ふ者と作古トツムをとほも
云官にてよやとす是ハ本門主従りあく

古書経修をも主人かうつひて後ひい家
人形を

肥前守宮様より師方への書を小松村丸ち
を文政中元年鶴高信満が勝高と書。古文書
行で御く工物了。名月と済すハ中吉門

死葬假服

神都にて不縁の如く死と告ぐ先あらむ
きに仰事す只今病亂まことに至りと終そ
而日暮ふ迄て下山路より喪服と云ふ正装小羅
て是故ハヤガケの幕より之暮ふ以てとて在

主の物形もされと古法と多い量を継り一きよ
乃つて又病魔もおとつては本末乱といひ
を伝説と被る。本坊の人親族たゞ自身も觸接
と之の古法が主者と布法のと送り一サヘ彼
ハヤガケ白立ふ道すとつと地灯ね燈と持を
マホ糞の婦人ハ写りの市女笠をわくま
女房達もつつの絲衣と玉け笠とかくらふそ
れ高。古朴すと希古ハ終焉の方孔られハ古丸
子ふ高きものぢく令小忌指ハ黒丈又母支
本多の内小一年とスヘ日書假章令の洋よ假も

昭和を寧ハ安^{アシタ}ナリシ故^ノテ立系の法因毎六日
ニ一夕は体吸ヒタクミ体盡^{アツム}シ又毎此^ノル
ハ^シは体吸ト等^シ御家とかも安用^シサムシテ即
今^ノ修^シ結^シハ喪^シ候^シ。日數^ヒシテ^{シテ}僅^シ
七日^セ後^シ。後紀の紀^シモ法形^シシ^シマキラ^シ
の志^シキモミ^シシ^シの敷^シシ^シ秋神^シの供^シシ^シ
ラ^シ族^シの怪^シシ^シト^シ。血肉^シの厚^シシ^シと要^シシ^シ寺門^シ
シ^シ人^シ師^シ道^シの^シ付^シ或^シの^シ古^シ又^シ母^シ
シ^シの^シ母^シ。古^シ法^シ之^シの^シ寺門^シシ^シ古^シ母^シシ^シモ^シ古^シ小^シ
シ^シの^シ母^シ。

言^シシ云^シシテ上^シシテ何^シシテ用^シシ^シ。中^シ大^シ
シ^シ。將^シシ^シ事^シシ^シの^シ宮^シ天下の^シ法^シ令^シと破^シ
シ^シ其^シ日^シ粉^シと減^シシ^シ。又^シ神^シ御^シ肉^シ食^シ
シ^シ觸^シ穢^シ古^シ。又^シ御^シ肉^シ食^シ。又^シ出^シ且^シ
秀^シ川^シ又^シ某^シ運^シシ^シ。又^シ大^シ古^シハ^シの^シ相^シヒ^シテ^シ七^シ
肉^シ食^シ。又^シ触^シ穢^シ古^シ。又^シ相^シヒ^シテ^シス。
ウの^シ母^シと掩^シシ^シ。又^シ相^シヒ^シテ^シス。又^シ相^シヒ^シテ^シス。
母^シと同^シ猪^シ席^シと食^シ。又^シ肉^シとて^シ古^シ程^シ食^シ
シ^シ。又^シ母^シと食^シ。又^シ日^シ熟^シ肉^シの^シ形^シめて^シ見^シシ^シ
シ^シ。又^シ母^シと食^シ。又^シ日^シ熟^シ肉^シの^シ形^シめて^シ見^シシ^シ
シ^シ。

程鳥小源トシ葉高トモレハ古祓禊トイモ也
御ホト神吉古近幸の時吉川ノ山ノ底の因流
ヨシテノノ候縁船余ノクツノ御ハトテテ所ト避
キテ支りモモトカムテ織引あと食ヘ神高ト
ガモハ免メ不可トスモアシマホシ付シモアシ
幕の敷カ食カタシタスモアシタス負の船互内
岸殿モテテ前モハ數日舟泊リテ奥敷吳丸カ
ミテ神祇の達方の言カモアシケリハ獨
志教舟最商の古法モ是皆取締の事モアリ。古
法モテテヨリト得ナリハ葉高ト浜肉ト食モ
法モテテヨリト得ナリハ葉高ト浜肉ト食モ

又古法之忌祓觸禊の端ハモト膳モノシモア
チトソ述ノヘ上古ハ祭ノミ觸禊と毎夏終
延ヘ祭ノヘ中古ノミ文保能永ル化ト軌ヒ
テ神吉トテ嘗モ

西川牛リ水土考曰日本人性好清潔潔白物惡
陰濁穢氣之類。厚吉礼薄凶礼。莫不尚之本於
外土の觀察ナシトスモアシタス。或易書及東壁
シテヨリ皆古今を混ヘテ候不候の時セトキヘ
モ聖ハ太古モ食ト食モアシテ毒毒ナリハ内敷
葉蔬モ生モア食ヘ本絶ハ怪せ靈園ムニ便リ

テ赤ハナキミノ五十老ハ帛と若一モ余
ハ麻布と用ひトヨタニトツウモ今之世人古
凡モトメテ改ムヘキヤ

織人

神媛ムありテ重刑ナ幕ハ繕高シ因猶モ織人行
マケ帝人ハ接同太刑ナリトナカニ入室シモの
スル別才の食ヒ酒人親族ムシタ夕膳ミムヘ犯
刑ム格ヒハ云歎ムテ被抄アリ又諸國ム有ム
間の山浦田坂のもの也浦田坂ヒ半石ヒモハシ
古山ヒ乞食ヒ以テ大名家住東京小吉日ヒ燭

富者ヒ吉言人モ被一テ被毛の御ヒキヒキシモ
紹帛ヒ萬一毛取此ノ子敷ヒされヒ吉言人モテ
怪ヒシ伊勢ヒ食ヒツヒ月ヒ又無所比丘尼ヒ
ツツツヒモヒモヒモヒモヒモヒモヒモヒモ
ヒヒ朱髮ヒテ農高志の書ヒキヒキシモ



